

## 1 特定非営利活動法人 ひこばえ

## (1) 登録及び更新状況

平成 25 年 3 月 15 日に初回登録

現登録の有効期限は令和 6 年 3 月 14 日

## (2) 会員数 2 人(柏市内)

身体状況等	人数	備考
身体障害者 (イ)	0 人	
要介護認定者 (ロ)	2 人	移動制約事由チェック票有り
要支援認定者 (ハ)	0 人	
その他 (二)	0 人	

## (3) 車両数

ステーションワゴン車 1 台

## (4) 損害賠償措置

対人無制限、対物無制限、搭乗者傷害 1 名につき 1,000 万の保険に加入

## (5) 運転者

50 代男性 2 名(第一種運転免許 2 名)

- ①全員が運転歴 3 年以上。
- ②1 名が福祉有償運送運転者講習及びセダン等運転者講習を修了済み。
- ③他方の 1 名が福祉有償運送運転者講習(代替講習)を修了済み

## (6) 料金

## 【時間制】

1 時間以内 2,500 円

(内訳: 運送対価 1,500 円、人件費 1,000 円)

以後 30 分毎に 1,250 円

## 【運送の対価以外】

年会費 1,000 円

## (7) 運送実績

	稼働日数	運送回数	利用会員数	事故件数
R 2 年度	15	15	15	0
R 3 年度	15	15	14	0
R 4 年度	23	23	21	0

令和 5年 11月 30日

柏市長 宛て

名 称 特定非営利活動法人ひこばえ  
住 所 千葉県柏市豊住1丁目4番15号  
代表者の氏名 大堀 悟



柏市福祉有償運送運営協議会への協議依頼について

このことについて、別添のとおり自家用有償旅客運送の（新規・  
**更新**）登録申請書案を提出いたしますので、福祉有償運送に係る運  
営協議会に諮っていただきたいと存じます。

＜問い合わせ先＞

担当者名： 大堀 悟  
住 所： 千葉県柏市豊住1丁目4番15号  
電 話： 04-7128-5530  
F A X： 04-7128-5531  
E メール： hikobae-240701@za.wakwak.com

令和 5年 11月 30日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿  
指定都道府県等の長 殿

名 称 特定非営利活動法人ひこばえ  
住 所 千葉県柏市豊住1丁目4番15号  
代表者の氏名 大堀 悟



## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人ひこばえ  
千葉県柏市豊住1丁目4番15号  
大堀 悟

## 2. 登録番号

関千福第131号

## 3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

## 4. 路線又は運送の区域

## (1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

## (2) 運送の区域

区 域	備 考
柏市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 ひこばえ	千葉県柏市豊住1丁目4番15号

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス	普通自動車 (軽)	合 計
	保有		1 ( )	1
	持込	※	( )	※
	合計		1	1

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

・ 1時間以内一律 2,500円 以降30分毎 1,250円

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1~4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

## 特定非営利活動法人ひこばえ定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひこばえという。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県柏市豊住1丁目4番15号に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者等の介護を必要とする人に対して地域に密着した在宅福祉事業に関する事業を行い、子供・高齢者・障害者が普通に過ごすことに寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。

#### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

高齢者に限らず、地域に密着した在宅福祉事業を実施する。

- ①介護保険法による居宅介護サービス事業
- ②介護保険法による居宅介護支援事業
- ③障害者児のデイサービス事業
- ④子供一時預かり等に係る事業
- ⑤移送に係る事業（引きこもり予防としてお出かけサービスも含む）
- ⑥地域密着型の小規模多機能型居宅サービス事業
- ⑦介護保険法による訪問介護事業（予防訪問介護事業も含む）
- ⑧医療介護に係る宿泊等の事業
- ⑨医療介護に係る夜間ケア事業
- ⑩医療介護に係る人材育成派遣事業
- ⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人又は団体。

(2) 賛助会員：この法人の目的に賛同して入会し、法人活動を支援する個人又は団体。

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長

に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して、1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
  - 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するため必要とした費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第五章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 残余財産の帰属

(12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及びファックス、eメールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録著名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 現理事総数の4分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及びファックス、eメールをもつて、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることができない。

### (議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産は1種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算

の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定するにあっては、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

#### 第10章 事務局

##### (事務局の設置等)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第11章 雜則

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長 田中 裕人

副理事長 大堀 悟

理事 神原 孝雄

監事 松田 修

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成25年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 正会員 年額1,000円

(3) 賛助会員 年額2,000円

付則 この定款は平成24年7月1日から施行する。

この定款は平成31年4月16日から施行する。

## 履歴事項全部証明書

千葉県柏市豊住一丁目4番15号

特定非営利活動法人ひこばえ

会社法人等番号	0400-05-017004	
名 称	特定非営利活動法人ひこばえ	
主たる事務所	千葉県我孫子市湖北台四丁目11番2号	
	千葉県柏市豊住一丁目4番15号	平成31年 4月16日移転
		令和 1年 5月14日登記
法人成立の年月日	平成24年5月17日	
目的等	<p><b>目的及び事業</b></p> <p>この法人は、高齢者、障害者等の介護を必要とする人に対して地域に密着した在宅福祉事業に関する事業を行い、子供・高齢者・障害者が普通に過ごすことに寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業 高齢者に限らず、地域に密着した在宅福祉事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険法による居宅介護サービス事業</li> <li>②介護保険法による居宅介護支援事業</li> <li>③障害者児のデイサービス事業</li> <li>④子供一時預かり等に係る事業</li> <li>⑤移送に係る事業（引きこもり予防としてお出かけサービスも含む）</li> <li>⑥地域密着型の小規模多機能型居宅サービス事業</li> <li>⑦介護保険法による訪問介護事業（予防訪問介護事業も含む）</li> <li>⑧医療介護に係る宿泊等の事業</li> <li>⑨医療介護に係る夜間ケア事業</li> <li>⑩医療介護に係る人材育成派遣事業</li> <li>⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>	
役員に関する事項	<p>千葉県我孫子市湖北台四丁目11番2号</p> <p>理事 田中裕人</p>	
	平成26年 5月17日退任	
	令和 4年 4月11日登記	
	<p>茨城県取手市取手一丁目10番12号</p> <p>理事 大堀悟</p>	
	令和 4年 4月 1日就任	
	令和 4年 4月11日登記	

千葉県柏市豊住一丁目4番15号  
特定非営利活動法人ひこばえ

登記記録に関する事項	設立	平成24年 5月17日登記
------------	----	---------------



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(千葉地方法務局管轄)

令和5年11月24日  
千葉地方法務局柏支局  
登記官

木村 智晴



整理番号 ヨ482233 \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

(役員変更等の届出用)

役 員 名 簿  
令和5年 4月 1日現在

特定非営利活動法人ひこばえ

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	おおほり さとる 大堀 悟		無
理事	たなか ひろと 田中 裕人		無
理事	なかむら えいこ 中村 英子		無
監事	たけだ あつこ 武田 厚子		無

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

## 宣誓書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの  
いずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 5年 11月 30日

名 称 特定非営利活動法人ひこばえ  
住 所 千葉県柏市豊住1丁目4番15号  
代表者の氏名 大堀 憲



A

記録年月日 令和 5年 12月 25日

## 自動車検査証記録事項

431230764242

## 1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号	柏 530 ぬ 5530				
---------------	--------------	--	--	--	--

車台番号	NSP172-7008308				
------	----------------	--	--	--	--

登録年月日/交付年月日	平成 31年 1月 17日	初度登録年月	平成 31年 1月	有効期間の満了する日	令和 8年 1月 16日
-------------	---------------	--------	-----------	------------	--------------

## 2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	トヨタカローラ千葉株式会社				
------------	---------------	--	--	--	--

所有者の住所	千葉県千葉市美浜区幸町1丁目6-3 [04492]				
--------	---------------------------	--	--	--	--

使用者の氏名又は名称	特定非営利活動法人 ひこばえ				
------------	----------------	--	--	--	--

使用者の住所	千葉県我孫子市湖北台4丁目11-2 [12521 0373]				
--------	--------------------------------	--	--	--	--

使用の本拠の位置	千葉県我孫子市湖北台4丁目11-2 [12521 0373]				
----------	--------------------------------	--	--	--	--

3. 車両詳細情報					
-----------	--	--	--	--	--

車名	トヨタ [194]				
----	-----------	--	--	--	--

型式	D B A - N S P 1 7 2 G		原動機の型式	2 N R		
----	-----------------------	--	--------	-------	--	--

自動車の種別	小型	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用	
--------	----	----	----	-----------	-----	--

車体の形状	ステーションワゴン [003]			乗車定員	5人	最大積載量	- kg
-------	-----------------	--	--	------	----	-------	------

車両重量	1360kg	車両総重量	1635kg	長さ	426 cm	幅	169 cm	高さ	167 cm
------	--------	-------	--------	----	--------	---	--------	----	--------

前前軸重	770 kg	前後軸重	- kg	後前軸重	- kg	後後軸重	590 kg	総排気量又は定格出力	1.49 kW
------	--------	------	------	------	------	------	--------	------------	---------

燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	18109	類別区分番号	0003
-------	------	--------	-------	--------	------

4. 備考					
-------	--	--	--	--	--

[千葉]、継続検査、[OSS] 自動車重量税額 ￥15,000 本則税率適用 [29年度税制] 平成31年1月17日 新規登録 25%減税措置 済み 令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 令和2年度燃費基準達成車 令和2年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 平成27年度燃費基準20%向上達成車 [走行距離計表示値] 44,200 km (令和5年12月25日) [旧走行距離計表示値] 27,600 km (令和3年12月23日) 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値 96 dB マフラー加速騒音規制適用車 [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 43-00512 以下余白	
---	--

## 【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID T9473UA1976010

## 自動車検査証

令和5年12月25日

千葉運輸支局長

431230764242

自動車登録番号又は車両番号 柏 530 め 5530	初度登録年月 平成31年1月	自動車の種別 小型	用途 乗用	自家用・事業用の別 自家用	型式指定番号 18109	類別区分番号 0003
車名 トヨタ			車体の形状 ステーションワゴン			
車台番号 NSP172-7008308			燃料の種類 ガソリン	燃耗率又は定格出力 1.49km/L		
型式 DBA-NSP172G	原動機の型式 2NR		前輪重 770kg	前軸幅 kg	後輪重 kg	後軸幅 kg
乗車定員 5人	最大積載量 kg	車両重量 1360kg	車両総重量 1635kg	長さ 426cm	幅 169cm	高さ 167cm
使用者の氏名又は名称 特定非営利活動法人 ひこばえ						

## 備考

平成10年騒音96dB、マフラー加速適用車



T9473UA1976010

国土交通省

8809

## 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（特定非営利活動法人ひこばえ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	大堀 悟			1種
2	田中 裕人			1種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

(氏名)	大堀 恒	電話番号	03-3941-36132
住所	会員登録年月日	支拂年月日	支拂年月日
支拂	令和02年08月13日	令和02年08月13日	令和02年08月13日
2025年(令和07年)05月29日まで有効	運送免許証	運送免許証	運送免許証
免許の種類	普通車両運送(8t)に限る	普通車両運送(8t)に限る	普通車両運送(8t)に限る
会員登録	中型車両運送(8t)に限る	中型車両運送(8t)に限る	中型車両運送(8t)に限る
第	第	第	第
令和6年03月26日	令和5年07月11日	令和5年07月11日	令和5年07月11日
令和5年07月11日	令和6年03月26日	令和6年03月26日	令和6年03月26日
令和04年00月00日	令和04年00月00日	令和04年00月00日	令和04年00月00日
発行機関	東京都警察	発行機関	東京都警察
公安委員会	公安委員会	公安委員会	公安委員会

姓名 田中裕人 身份证号 420102197304081234

住所 我系子市  
支付 金额 04年 04月 06日 20032

有效期 用途等  
条件等 中型载货型车(8t)行驶  
姓名 颜良

号 转 免 许 證

登记号 第 0340200404063304081888  
年月 日起至 年月 日止  
一月 金額 00元 00月 00日

千葉県  
公安委員会

第2013-0116号

# 修了証明書

大堀 悟 賢

昭和三十九年 生

道路運送法施行規則

(昭和二六年運輸省令第七五号)

第五一条の一六第一項第一号及び  
第二項第二号に掲げる講習を  
修了したことを証明する。

講習の種類 福祉有償運送運転者講習

セダン等運転者講習

講習の名称 國土交通大臣認定 福祉有償運送運転者講習

國土交通大臣認定 セダン等運転者講習

平成二十六年十一月二十八日

協進交通有限会社

代表取締役 小池 満尚

No. TCsu200801017

## 移進サービス運転協力者講習

### 参 加 状

特定非営利活動法人 ディサービスホームはがらか  
西中裕人様  
1967年

あなたは、道路運送法施行規則第51条の16  
(第1項第1号)に掲げられた福祉有償運送運転  
者講習の代替講習を修了したので、これを証します。

運転協力者として、交通法規遵守を徹底し、安  
全確実に努め、移進サービスが地域社会から一  
層の信頼を得るように努力してください。

今後も、利用者の視点に立った移進サービスが  
実施できるように、常に自己研鑽に努めていただけ  
ることを願います。

2008年1月12日

東京ハンディキャップ連絡会  
代表 阿部 司

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者( 特定非営利活動法人ひこばえ)が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和 5年 11月 30日

住 所 千葉県柏市豊住1丁目4番15号  
氏 名 大堀 憲 

※ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	特定非営利活動法人ひこばえ
-------------	---------------

### 運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（特定非営利活動法人ひこばえ）

#### 1. 運行管理・整備管理の体制

##### (ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	大堀 悟	取手市			
2					
3					

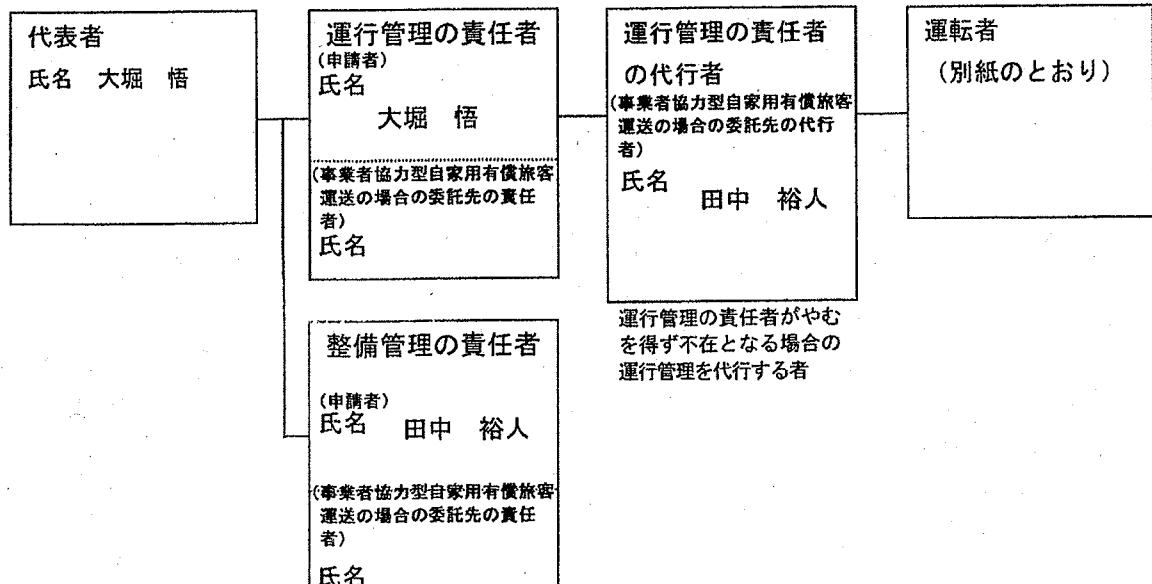
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

##### (イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

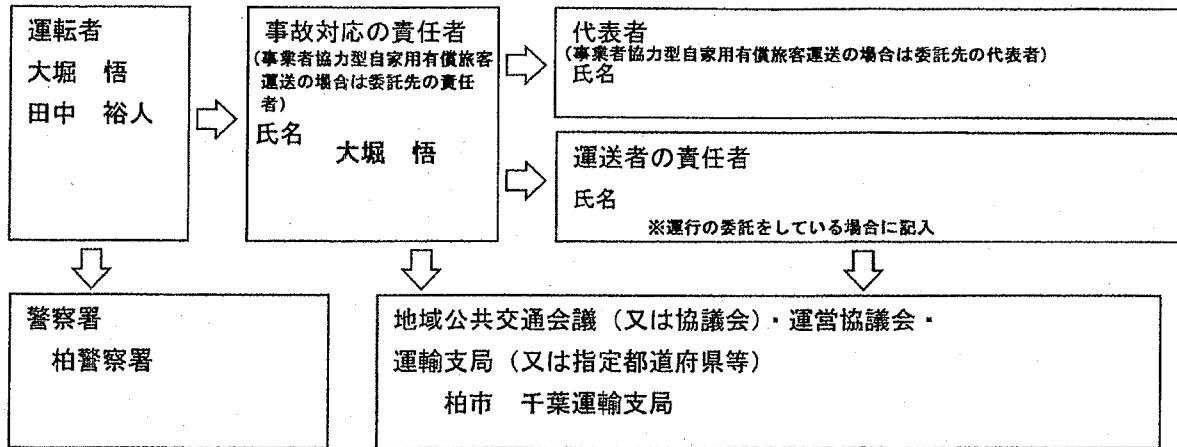
No	氏名	住所	協力
1	田中 裕人	我孫子市	
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

#### (ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制



ふりがな	佐々木 亮介
氏名	佐々木 亮介
生年月日	1994年4月29日
会社名	株式会社ソリューションズ
指導講習の修了証明	
講習種別・修了年月日	講習実施者・證明印
一般	新立町役場 自転車普及実験室 城主文所長
2023年11月08日(火)	
※太線枠の中のみ記入願います。 受講証は手帳にはさんで、次回の講習時にお持ち下さい。	

# 自動車保険証券

TOUGH

事業用自動車総合保険

277-0071

住所 千葉県 柏市 豊住 1-4-15

氏名 特定非営利活動法人 ひこばえ  
代表 大堀 哲 様



202301151 0551 00040 0010420#  
(REG73-6YAE)

契約日 令和 5年 1月12日

証券作成日 令和 5年 1月13日

電話番号 04-7128-5530  
携帯電話番号 080-8918-2300

当社は、本契約のしおり（普通保険約款・特約）およびこの保険証券に記載したところに従い、保険契約を締結し、  
そのうとしてこの保険証券を発行いたします。保険証券の記載内容をお申込みと照合していらっしゃる場合は、直ちに代理店、販者、仲立人または当社にご連絡ください。

（注記）お名前・ご住所、車両等の記載につきまして、機械上の誤りにより正確な表示ができない場合、  
表示される車両等にはカッコをしては別の取扱方法で表示していることがありますので、ご了承ください。

証券番号 F057535876 保険期間 令和 5年 1月23日 午後 4時から 令和 7年 1月23日 午後 4時まで 2年間

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取締役社長 新納啓介

本社 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

■契約内容に関するお問い合わせ先

あいおいニッセイ カスタマーセンター

同和損害保険 (REG-73) TEL 0120-101-101

代理店・販者・仲立人 根本 異治  
(6YAE) TEL 050-3460-8140

代理人登録番号 月 号  
QRコード

印紙税申告納付につき済谷税務署承認済

■契約内容変更のご連絡先

上記カスタマーセンターにご連絡いただくか、当社ホームページへアクセスください（電話での受付時間は当社ホームページでご確認いただけます）。

ご住所やご契約のお車の記載など一部の変更手続は、当社ホームページで24時間受付しています。⇒ <https://www.aioinsurssaydowa.co.jp/>

■事故のご連絡先

あんしんサポートセンター  
TEL 0120-024-024



保険種類 タブリス事業用自動車総合保険  
(一般組合自動車保険)

保険契約者記名該保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。	
住所	保険契約者住所と同じ
住所	保険契約者と同じ
氏名	区分 法人

お車の情報等 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。	
登録番号	柏 530 む 5530
車両名	シエンタ
仕様	X
製造年式	NSP172G
用途車種	自家用小型乗用車
車台番号	NSP172-7008308
レンタカー	一般車両
被保険者登録年	1.49 L
所有権保有者	車両不使用等
※車両登録地・保管場所	先進環境対策車区分
車両所有者	保険契約者と同じ
公有	車公有

## 運転者年令条件等

運転者限定 限なし

運転者年令 26才以上補償

範囲	年令 20才以下	21~25才	26才以上
運転者	X	X	O

【O】補償されます 【X】補償されません

■上記にかかわらず補償される場合もあります。

割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。	
ノンフリート	10等級
事故有係数適用期間	0年 (46%割引)
新車割引	ノンフリート多數割引 4%

## ご契約の運転者年令条件等

ご契約にあたり、当社が把握（一部指定を含む場合があります）しました運転者限定、運転者年令条件に関するお客さまの当初のご意向は以下のとおりです。

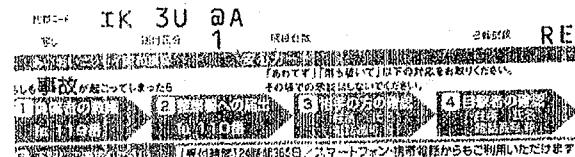
運転者限定：対象外 運転者年令条件：26才以上補償 ご契約内容は本書面の運転者年令条件等欄でご確認ください。

普通保険約款・特約は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご利用ください。

電話募集 【日時】令和 5年 1月12日午後 3時25分頃  
【お手続きされた方】特定非営利活動法人 ひこばえ\*代表 大堀 哲 様

【募集人名】根本異治

証券持記事項



故障・トラブルでも  
あんしんサポートセンター  
TEL 0120-024-024

お問い合わせください。  
代理店・販者・仲立人 根本 異治  
の電話番号は 050-3460-8140

発行番号 K-00010431 有効期限 2026年04月

登録番号 F342813206

事故のご連絡の際にお伝えいただきたいこと

① 証券番号 F057535876

② 登録番号 柏 530 む 5530

③ お客様 特定非営利活動法人 ひこばえ  
代表 大堀 哲 様

④ ご連絡者およびお車の運転者のお名前とご連絡先

事故のご連絡をいただいた際に、以下のようないふたつのうちどちらかお選びいただけます。

■(事故日時)  
■(事故発生場所：都道府県市区町○○付近)

■(事故発生場所名等)

■(事故発生年月日、お車の年式(平成年式年月)、車両登録年月)

一切取り扱い延長料金と一緒にご請求ください。  
補償内容と保険年度につきましては、裏面をご覧ください。

保険期間中に記載内容に変更が生じたりまたは事故が発生した場合は、直ちに代理店・販者・仲立人または当社にご連絡ください。

☆印の項目は告知事項です。告知事項に該当する場合、ご契約を解除・保険金をお支払いしないことがあります。また、★印の項目は審査事項です。過去の内容に変更が生じた場合は、通常ご契約の代理店・販者・仲立人または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、契約を解消し、保険金をお支払いできませんことがあります。



・本保険証券では、被保険内の当社を説明しております。(…承認されます。×…承認されません) 特約欄により種類別に該当する場合がありますのでご注意ください。  
 保険会員の保険会員は支払限度額となりません。保険会員、免責金額、その他ご契約内容の特約につきましては、ご契約のおり(普通保険料額・特約)をご覧ください。  
 車両セット特約は保険会員に表示されませんので、ご契約のおり(普通保険料額・特約)にて、ご契約条件をお確かめのうえ、特約の有無をご確認ください。

補償内容(保険金額等) 補償内容、保険金額、払込方法・保険料等は、以下の内容でご契約いただいております。

保険種類 タフビズ事業用自動車総合保険		運転者限定	限額なし	運転者年令条件 26才以上補償	
補償の概要				基本の補償	
相手への賠償 	対人賠償 	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	<input type="radio"/> 無制限		
	対物賠償 	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	<input type="radio"/> 無制限 (免責金額なし)		
おけがの補償 		ご契約のお車に搭乗中などの事故により、備蓄を被つた場合の補償です。	<input type="radio"/>	1名につき 3,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 1名につき 2億円	傷害一時金特約 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約
お車の補償 		人身傷害 傷害一時金 搭乗者傷害	<input type="radio"/>	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を受り入院または通院した場合の補償です。 ご契約のお車に搭乗中の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡した場合、または後遺障害が発生した場合の補償です。	治療日数6日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 ケガに応じた金額 (10万円、30万円、60万円、100万円) 1名につき 1,000万円
車両保険 		ご契約のお車が事故によって損害を被つた場合の補償です。	<input type="radio"/>	ご契約タイプ :一般補償 車両保険金額(1年目) 140万円 免責金額 保険年度ごとの事故1回目 0万円 保険年度ごとの事故2回目以降 10万円 車両保険金額(2年目以降) 2年目 125万円	全損時諸費用特約 
サービス特約 		ロードアシスタンスサービス	<input type="radio"/> ご利用いただけます	ロードサービス費用 	ロードサービス費用特約 代車補償対象外特約 

運転者年令条件特約 弁護士費用(自動車事故型)特約  
 車両保険無過失事故特約 長期保険料分割払込特約 初回保険料口座振替特約

その他の特約等  

各計保険料	各保険年度の合計保険料欄に記載のとおり (総額 172,560円)	払込方法	月払(口座振替) 2~4回払 初回保険料口座振替
払込方法 保険料払込期日 	保険料払込期日 第1回は保険始定期型月所定の振替日。2回目以降は、保険始期の翌々月から毎月所定の振替日	各保険年度の合計保険料	月払保険料 年間保険料 1年目 6,970円 83,640円 2年目 7,410円 88,920円
口座振替日は原則として毎月26日(一部の金融機関は27日)です。当日が金融機関休業日の場合は翌営業日に振替えられます。払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。			

他の保険契約の有無 有無の有無(有・無)の欄に記載のとおり	過去1年間の解約の有無 過去1年間の解約の有無(有・無)の欄に記載のとおり
有無の有無(有・無)の欄に記載のとおり	過去1年間の解約の有無(有・無)の欄に記載のとおり
有無の有無(有・無)の欄に記載のとおり	過去1年間の解約の有無(有・無)の欄に記載のとおり
有無の有無(有・無)の欄に記載のとおり	過去1年間の解約の有無(有・無)の欄に記載のとおり

00010431

ご契約者さま専用ページ  
 124時間365日「パソコン、スマートフォンから始めでご利用いただけます。」  
 インターネットサービスです。  
 お問い合わせの場合は、専用のサポートをご利用ください。

お問い合わせ	本契約の扶養手帳(10冊)
お問い合わせ	各車両の
お問い合わせ	ご質問の
お問い合わせ	扶養手帳

ご参考に!契約内容の概要		上記は保険会員にて確認ください。			
保険期間 令和5年1月23日～令和7年1月23日午後4時まで					
保険料額 タフビズ事業用自動車総合保険					
他用目的					
付人賠償 無制限					
対物賠償 無制限 (免責金額なし) 3,000万円 (ご契約のお車搭乗中のみ)					
傷害一時金 1,000万円					
車両保険 一般補償 保険金額 1年目 140万円 2年目 125万円 免責金額 1回目 0万円 2回目以降 10万円					

【ロードアシスタンスサービスについて】  
 サービスのご利用にあたりましては、事前に当社指定の事故のご絡先にお電話ください。クイック修理サービスにつきましては、お客様まで修理を手配された場合は、無料サービスの対象なりませんのでご注意ください。

■ レッカーカー現場急行サポート  
 故障または故障・トラブルで自力走行不能の場合に、出勤業者の手配を行います。なお、サービスの利用による作業料金は、ロードサービス費用特約で保険金額を限度に補償します。

■ クイック修理サービス  
 故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急修理を無料で行います。(自家駐車場でのガスの場合、燃料代は有料)

# 旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称	特定非営利活動法人ひこばえ
---------------	---------------

番号	氏名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1		柏市:	令和2年4月				○				
2		柏市:	平成27年4月				○				
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

- イ 身体障害者  
 ロ 精神障害者  
 ハ 知的障害者  
 ニ 要介護認定者  
 ホ 要支援認定者  
 ヘ 基本チェックリスト該当者  
 ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

千運輸第1402号

## 自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

関千福第131号

2. 登録の有効期間

令和6年3月14日まで

3. 名称、住所、代表者氏名

(名 称) 特定非営利活動法人 ひこばえ  
(住 所) 千葉県柏市豊住1丁目4番15号  
(代表者氏名) 田中 裕人

4. 自家用有償旅客運送の種別

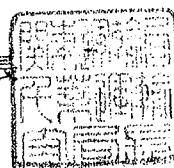
福祉有償運送

5. 運送の区域

柏市

令和3年3月11日

関東運輸局千葉運輸支局長



## 移送サービスの対価

特定非営利活動法人 ひこばえ

### 〈 利用料金一覧 〉

#### ● 運送対価

- ・ 1時間以内一律 2,500円
- ・ 以降30分毎 1,250円

利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅、待機時間により算出。

※ 近隣の移送につきましては、ご相談ください。

### 【 内訳 】

- 運送対価 1,500円
- 人件費 1,000円

※ 移送介助中の事故について

- 介助中の偶然の事故は賠償責任保険範囲内で補償する。
- 移送中の事故の損害賠償は、自動車保険範囲内で補償する。

### 【 賠償責任能力 】

対人保険（内搭乗者保険） 賠償金額 無制限（1,000万円）

対物保険 賠償金額 無制限

- 移送中の病状等の急変については、急速な対応をしますが、責任は一切負いかねます。
- 移送の際、原則、ご家族の付き添いをお願いします。

※ 利用会員について

目的に賛同し、会員登録が必要になります。会員登録しないとご利用できません。

① 年会費・・・1,000円

利 用 者	
住 所	
氏 名	
連絡先	
緊急連絡先	(続柄)

## 運行管理マニュアル

### (目的)

このマニュアルは、特定非営利活動法人ひこばえの運行管理に関する基本的な事項を定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

### (組織)

- 1 運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、次のとおり運行管理責任者及び整備管理責任者を定める。
  - (1) 運行管理責任者 大堀 悟
  - (2) 整備管理責任者 田中 裕人
- 2 運行管理責任者を補佐し、運行管理責任者が不在の場合の運行管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、次のとおり運行管理代務者を定める。  
運行管理代務者 田中 裕人

### (運転者)

- 1 運転者は、次の点を考慮して十分な能力及び経験を有している者とする。
  - (1) 道路交通法に規定する第二種免許を受けており、その効力が停止されていない者。
  - (2) 同法に規定する第一種免許を受けており、国土交通大臣が認定する講習等を修了し、運転歴3年以上であり、さらに過去2年間運転免許停止処分を受けていない者。
- 2 福祉自動車以外の自動車を使用する場合は、前項に加え、次の要件のいずれかを備える運転者又は乗務者が乗務するものとする。
  - (1) 介護福祉士
  - (2) 国土交通大臣が認定する講習等を修了した者
  - (3) 訪問介護員

(運行管理業務)

1 安全な運転のための確認等

(1) 運行管理責任者は、安全運転を確保するために、運転者に対し、運行の開始前および運行の終了後に、原則対面により疾病、疲労、飲酒その他理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、必要な指示を行う。運行の開始前に事情によりどうしても対面での確認が困難である場合には電話により必要な確認、指示を行う。

(2) 安全な運転のための確認表は運転者ごとに記録し、1年間保存する。

2 乗務記録

(1) 運転者は、運行終了後速やかに乗務運行記録を運行管理責任者に報告する。

(2) 乗務運行記録の記載事項は次のとおりとする。

ア 運転者の氏名

イ 自動車登録番号

ウ 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

エ 事故又は異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

(3) 乗務記録は運転者ごとに記録し、1年間保存する。

3 運転者台帳及び運転者証

運行管理責任者は、運転者台帳と運転者証を整備するものとする。運転者台帳にあっては事務所に備え、運転者証については、車内のダッシュボード付近に掲示するか、運転者要件を示した身分証明書を運転者に携行させる。

4 研修及び指導監督

運行管理責任者は、事故を引き起こした運転者に適性診断を受けさせるなど、運行の安全確保に努めるとともに、整備管理責任者と協力をして輸送の安全と利用者の利便確保のために誠実にその任務を遂行するよう指導監督する。

## (整備管理業務)

### 1 日常点検

整備管理責任者は、自動車の安全運行を確保するため、その運行の開始前に、点検基準による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者が実施する。

### 2 定期点検整備

整備管理責任者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るために定期点検整備計画をたてて確実に実施する。

### 3 点検整備の記録及び保管管理

点検整備の実施結果は、適切に保管管理する。

## (事故に関する対応)

### 1 事故発生時の対応についての教育指導

運行管理責任者は、運転者に対して車両運行中に万一事故が発生した場合の対応事項について、次のとおり周知徹底を図ることとする。

- (1) 直ちに事故の続発を防ぐための処置を講じること。
- (2) 死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じること。
- (3) 警察官に報告し、指示を受けること。
- (4) 運行管理責任者に緊急連絡をして指示を受けること。

### 2 事故発生時の対応

- (1) 運行管理責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

ア 直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示すること。

イ 軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査すること。

ウ できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。

エ 把握した事故の状況等を記録し、2年間保存すること。

オ 重大な事故のときは、市に連絡するとともに、千葉運輸支局に連絡すること。

- (2) 事故（軽微な事故も含む）については、その内容、原因等

を記録し、運営協議会に報告する。

(自動車に関する表示)

1 使用する自動車の車体の両側面には次の事項を表示し、登録証の写しを自動車に備え置くものとする。

- (1) 運送者の名称
- (2) 「有償運送車両」の文字
- (3) 登録番号

2 自動車内には、運送者名、運転者名、自動車登録番号及び旅客から收受する対価に関する事項を旅客から見やすいように掲示するものとする。

(苦情に関する対応)

運行管理責任者は、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- (1) 苦情の内容を調査し、改善に向けた対応を図ること。
- (2) 改善に向けた解決策を検討し、必要に応じてその結果を利用者に回答すること。
- (3) 苦情の内容及び改善に向けた解決策を市に報告すること。
- (4) 苦情については、その内容、原因、解決策等を記録し、運営協議会に報告すること。
- (5) 重大な苦情のときは、速やかに市に連絡すること。
- (6) 苦情内容や改善処置等を記録し、その整理をして2年間保存すること。

## 移動制約事由チェック票

事業者名 特定非営利活動法人ひこばえ  
作成日 令和 5年 11月 30日

### 1 会員情報

- (1) 氏名 ( )  
(2) 生年月日 ( 昭和 3年 95歳)  
(3) 性別 □男 ■女  
(4) 居所 ( 柏市 )

### 2 国が示す要件の該当事由

- 身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」 区分 ( )  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」 区分 ( )  
 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する「知的障害者」 区分 ( )  
 介護保険法 第19条第1項にいう「要介護者」 要介護度 ( 3 )  
 介護保険法 第19条第2項にいう「要支援者」 要支援度 ( )  
 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基本チェックリスト該当者  
 その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合含む。）、精神障害、  
知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用す  
ることが困難な者。  
 肢体不自由  内部障害  精神障害  知的障害  
 その他 ( )

### 3 身体等の状況

- (1) 移動の状況  
 自立  見守り等  一部介助  全介助  
(2) 移動の手段  
 手動車椅子  電動車椅子  歩行器使用  杖使用  
 自立歩行  その他 ( )  
(3) 移動制約等の具体的な事由

加齢による下肢筋力低下で歩行困難なため

### 4 確認書類等

- 介護保険証  障害者手帳  
 専門的意見 ( )  
 家族意見 ( )  
 その他 ( )

## 移動制約事由チェック票

事業者名 特定非営利活動法人ひこばえ  
作成日 令和 5年 11月 30日

### 1 会員情報

- (1) 氏名 ( )  
(2) 生年月日 ( 昭和 13年 85歳)  
(3) 性別 男 女  
(4) 居所 ( 柏市 )

### 2 国が示す要件の該当事由

- 身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」 区分 ( )  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」 区分 ( )  
 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する「知的障害者」 区分 ( )  
 介護保険法 第19条第1項にいう「要介護者」 要介護度 ( 3 )  
 介護保険法 第19条第2項にいう「要支援者」 要支援度 ( )  
 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基本チェックリスト該当者  
 その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。  
 肢体不自由  内部障害  精神障害  知的障害  
 その他 ( )

### 3 身体等の状況

- (1) 移動の状況  
 自立  見守り等  一部介助  全介助  
(2) 移動の手段  
 手動車椅子  電動車椅子  歩行器使用  杖使用  
 自立歩行  その他 ( )  
(3) 移動制約等の具体的な事由

第12胸椎圧迫骨折の既往あり。  
加齢による下肢筋力低下により歩行困難なため

### 4 確認書類等

- 介護保険証  障害者手帳  
 専門的意見 ( )  
 家族意見 ( )  
 その他 ( )

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	特定非営利活動法人 ひこばえ
1	運送主体	<p>1 以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人</p> <p>(2) 一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第26の2第7項に規定する認可地縁団体</p> <p>(4) 農業協同組合</p> <p>(5) 消費生活協同組合</p> <p>(6) 医療法人</p> <p>(7) 社会福祉法人</p> <p>(8) 商工会議所</p> <p>(9) 商工会</p> <p>(10) 営利を目的としない法人格を有しない社団で、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道送法第79条の4第1項第1号から第3号までのれにも該当しない者であるもの</p> <p>2 運送主体である法人等の役員は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に該当していないこと。</p> <p>3 運行に関して全ての責任体制が確立していること。</p>		特定非営利活動法人
2	運送の対象	<p>1 事前に会員として登録された次の者及びその介助者又は付添人であること。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」</p> <p>(2) 介護保険法第19条第1項にいう「要介護者」</p> <p>(3) 介護保険法第19条第2項にいう「要支援者」</p> <p>(4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、自閉症、學習障害等の発達障害を有する他の障害を有する者</p> <p>以上の者で、他人の介助によらずに移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者であること。なお、(3)及び(4)に該当する者を対象とする場合には、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であるとの確認がされた者であること。</p> <p>2 透析患者のための運送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等で、運営協議会が必要と認めた場合で、かつ、収受する対価が関係通達等の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意が得られた場合は1回の運行での複数乗車ができるものとすること。</p> <p>3 運営主体は、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者であることの事実その他必要な事項を記載した会員名簿を作成し、個人情報の保護の観点から適切に管理すること。</p>	<p>1 左記1に該当しても、タクシーの利用が可能ならばタクシーなど他の交通機関を紹介するなど、運営主体同士が連携協力しながら移動困難者の移動手段を確保する方策を講じること。</p> <p>2 会員登録に際しては、移動制約事由チェック票（柏市様式）により確認を行い、当該団体の責任において適正に運用すること。</p> <p>3 移動制約事由チェック票は客觀性を持たせるため、可能な限り、書類等で国が法令等で示す要件への該当事由等の確認を行う。</p> <p>4 左記1の(3)及び(4)に該当する者が会員となる場合には、運営協議会にチェック票を提出すること。</p> <p>5 会員名簿及びチェック票等は、個人情報に配慮した形で市に提出し、運営協議会に報告すること。</p> <p>6 会員登録は、当該団体で対応可能な会員数とし、むやみに会員数を拡大しないこと。</p>	会員数 2名 内訳 要介護認定者 2名
3	運送の区域	発着地のいずれかが運営協議会において定められた市町村を単位とする区域とすること。（＝柏市内）		発着地のいずれかが柏市

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	特定非営利活動法人 ひこばえ
4	使用車両	<p>1 乗車定員11人未満で、かつ、次の車両であること。</p> <p>(1) 福祉自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する車両</li> <li>イ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な車両でスロープ又はリフト付の車両</li> <li>ウ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した車両</li> <li>エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える車両</li> </ul> <p>(2) セダン等(貨物輸送の用に供する車両を除く。)</p> <p>2 使用権原は運送主体が有すること。</p> <p>また、ボランティア運転者等から提供される車両を使用する場合には、次に適合すること。</p> <p>(1) 運送主体とボランティア運転者等との間に車両の使用に係る契約が締結され、その契約の内容を証する書面が作成されていること。</p> <p>(2) 当該契約に有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。</p> <p>(3) 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。</p> <p>3 車体側面には外部から見やすいように有償運送の登録を受けた車両である旨の次の表示をすること。</p> <p>(1) 運送主体の名称</p> <p>(2) 「有償運送車両」の文字</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>この場合、文字はステッカー、マグネットシール又はペンキ等による横書きとし、一文字の大きさは、縦横50ミリ以上とすること。</p> <p>4 登録証の交付を受けた運送主体は、登録証の写しを車両に備えて置くこと。</p>	<p>1 ボランティア運転者等との契約に基づき使用している車両や福祉有償運送以外にも使用する可能性のある車両には、誤解を避けるためマグネット式表示等を使用し、福祉有償運送以外の用途に使用する場合には当該表示を外すこと。</p>	<p>福祉車両（車いす車） 1台 運送主体が所有</p>

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	特定非営利活動法人 ひこばえ
5	運転者	<p>1 自動車の種類に応じて、次のいずれかの要件を備える者であること。</p> <p>(1) 福祉自動車 ア 第二種運転免許を有しており、その効力が停止されていない者。 イ 第一種運転免許を有しており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了している者。</p> <p>(2) セダン型 (1)の福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者。（またはいずれかの要件を備える者の乗務） ア 介護福祉士 イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者。 ウ 訪問介護員 エ その他、国土交通大臣が認める要件を備えている者。</p> <p>4 運転者が死亡又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、3号、又は4号に掲げる障害を受けた者）が生じた事故を惹起した場合、その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適正診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開してはならないこと</p> <p>5 運営主体は、運転者氏名、住所、生年月日、運転免許証に関する内容、講習等の受講歴、交通事故や道路交通法違反に係る履歴等を記載した運転者台帳を運転者ごとに作成し、加除等を適正に行い、2年間保管すること。</p> <p>6 運送主体の名称、運転者氏名、運転免許証の有効期限、運転者要件を記載した運送主体の発行する運証を車内に掲示、あるいは運転者に携行させるこ</p>	<p>1 左記イに該当する場合は、運転歴3年以上の者であること。</p> <p>2 運送主体は、定期的な研修計画を自主的に作成し、運転者に積極的に研修を受講させることにより、運送の安全及び旅客の利便の確保に努めること。</p>	<p>運転者 2名 うち第一種運転免許 2名 (運転歴3年以上)</p> <p>うち 1名が福祉有償運送運転者講習、 1名が福祉有償運送運転者講習の代替講習を修了済み</p>
6	損害賠償措置	<p>1 ボランティア運転者等の持込車両も含め、全ての車両について、次に該当する任意保険又は共済(搭乗者障害を対象に含むものに限る。)に加入していること、又はその計画があること。</p> <p>(1) 対人 8,000万円以上 (2) 対物 200万円以上</p>	<p>1 左記については、次と同等以上の保険に加入していること。</p> <p>(1) 対人 無制限 (2) 対物 1,000万円以上 (3) 搭乗者傷害 1,000万円以上</p> <p>2 ボランティア運転者等の持込車両を使用する場合、有償運送中の事故が対象となる保険に加入すること。</p>	<p>対人 無制限 対物 無制限 搭乗者傷害 1,000万円</p>

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	特定非営利活動法人 ひこばえ
7	運送の対価	<p>1 対価の範囲は次を含むものとすること。</p> <p>(1) 運送の対価</p> <p>運送サービス利用に対する対価で、當利に至らない範囲として、原則として、次の中から選択する。ただし当該地域(=柏市内)におけるタクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内であること。</p> <p>ア 距離制</p> <p>イ 時間制</p> <p>ウ 定額制</p> <p>なお、いずれにもよりがたい場合、運営協議会の合意に基づき地域の実情に応じて設定できること。</p> <p>ア及びイにおいて、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価算定する場合には、タクシーが運送した場合の実車運賃額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね2分の1の範囲内であること。ただし、この場合、迎車回送料金を併せて徴収しないこと。</p> <p>ウにおいては、利用者間の公平を失するような対価設定をしないこと。</p> <p>(2) 運送の対価以外の対価</p> <p>運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに設備の利用に対する対価（迎車回送料金、待機料金、介助料、添乗料、設備使用料等）で、実費の範囲内であること。</p> <p>2 対価の適用方法は次のものとすること。</p> <p>(1) 距離制及び時間制の双方を定める場合、それぞれの適用方法について明確な基準を設け利用者に対して適用する対価の説明を行うこと。</p> <p>(2) 複数乗車の場合の運送の対価は、旅客一人ずつから対価を收受するため、「定員を最大限利用したときの対価の総額」又は「平均乗車人員で運行した場合の対価の総額」がタクシー運賃の概ね2分の1の範囲内であること。</p> <p>(3) 運送の対価以外の対価については、旅客が利用する設備や提供される役務の種類ごとに金額を明記した書類を会員に提供すること。</p> <p>3 タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行わないこと。</p>		<p>時間制</p> <p>1時間以内 2,500円 以後30分毎に1,250円加算</p>

## 柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	特定非営利活動法人 ひこばえ
8	管 理 運 営 体 制	<p>1 運行管理や整備管理に係る指揮命令、運転者に対する監督等の体制を整備し、かつ、地方公共団体も含めた事故発生時における緊急連絡体制や苦情処理体制を整備すること。</p> <p>2 運行管理責任者の選任にあたっては、事務所ごとに配置する車両数により必要となる員数を選任すること。なお、配置する車両数が5両以上となる事務所の場合の運行管理責任者は次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第23条第1項の運行管理者(39両まで1人、以降40両ごとに1人)</li> <li>(2) 運行管理者の受験資格を有する者</li> <li>(3) 安全運転管理者の選任要件を備える者</li> <li>(4) 国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた者</li> </ul> <p>(2)～(4)の場合、19両まで1人、以降20両ごとに1人。</p> <p>3 運行管理者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。</p> <p>4 利用者に対し、事故発生、苦情対応に係る運営主体の責任者及び連絡先を明瞭に表示すること。</p> <p>5 事故や苦情処理の記録を行い、事故については2年間、苦情処理については1年間その記録を保存すること。</p> <p>6 安全な運転のために運転者に対して行う確認や指示は、原則として対面により実施すること。対面での確認が困難な場合には、電話により必要な確認や指示を確実に行える体制を整備し実施するとともに、安全な運転のための確認表を1年間保存すること。また、乗務記録についても同様とすること。</p>	<p>1 事故発生時の対応がマニュアル化されており、人身事故及び重大な物損事故については、書面(参考様式第ト号)により速やかに市に報告すること。</p> <p>2 利用者からの苦情への対応がマニュアル化されており、苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体に影響があるものについては、書面(参考様式第チ号)により速やかに報告すること。</p> <p>3 福祉有償運送の輸送実績報告書を四半期ごとに市の定めた書面により報告すること。</p>	運行管理体制、運行管理マニュアル有り

## 柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	特定非営利活動法人 ひこばえ
9	その他	<p>1 初回の更新登録の有効期限は2年とする。それ以後の更新登録の有効期間は、原則として2年とし、次のいずれにも該当する場合は、3年とすること。</p> <p>(1) 運行管理方法の改善等(路線又は運送区域の変更、対価の変更、保険契約締結の措置)に係る命令を受けていないこと（法第79条の9第2項）</p> <p>(2) 重大事故を引き起こしていないこと（法79条の10及び自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故等）</p> <p>(3) 法79条の12に基づく業務の全部又は一部の停止命令を受けていないこと</p> <p>2 次の事項の変更をした場合は、軽微な事項の変更として、30日以内に運輸支局長等に届出を行うこと。</p> <p>(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>(2) 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う運送主体がそのいずれかを行わないこととする場合に限る。）</p> <p>(3) 路線又は運送の区域を減少する場合</p> <p>(4) 事務所の名称及び位置</p> <p>(5) 事務所ごとに配置する車両の数及びその種類ごとの数</p> <p>(6) 運送しようとする旅客の範囲</p> <p>3 登録の有効期間が満了した場合及び業務の廃止の届出を行った場合は、登録抹消となり、登録証の原本を運輸支局長等に返納すること。</p>	<p>1 新規及び更新等の申請の際には、国で示されている必要な書類の他、次に掲げる書類を市へ提出すること。</p> <p>(1) 柏市福祉有償運送運営協議会依頼 (2) 利用料金表 (3) 運行管理マニュアル</p> <p>2 左記の2及び3については、運輸支局長等に届出を行った後、市へ届出の書類の写しを提出し報告すること。</p> <p>3 業務の廃止をする際には、会員に対する説明やその後の措置等、会員の利便性を損なうことのないよう十分な配慮を行うこと。</p>	